

第100期 定時株主総会 招集ご通知



日 時

2025年6月26日(木曜日)
午前10時(午前9時受付開始)



場 所

東京都港区虎ノ門2丁目10番4号
The Okura Tokyo (オークラ東京)
オークラ プレスステージタワー 2階
「オーチャード」

株主総会に当日ご出席いただけない方

議決権行使期限

2025年6月25日(水曜日) 午後5時まで

同封の議決権行使書用紙の郵送またはインターネット等により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。
※詳細につきましては、3頁の「議決権行使のご案内」をご参照ください。

招集ご通知

第100期定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使のご案内	3
ライブ配信・事前質問のご案内	5

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件	6
第2号議案 取締役8名選任の件	7
第3号議案 監査役2名選任の件	17
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	20
第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与 のための報酬決定の件	24

連結業績ハイライト	30
-----------	----

 住友金属鉱山株式会社

証券コード：5713

2025年6月4日

株主各位

東京都港区新橋5丁目11番3号
住友金属鉱山株式会社
代表取締役社長 松本 伸弘

第100期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第100期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

本総会の招集に際しては、法令および当社定款第16条第1項の規定に基づき、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっております。当該内容は当社ウェブサイトに掲載しておりますので、ご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.smm.co.jp/ir/stock/meeting/>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、株式会社東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「住友金属鉱山」または「コード」に「5713」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」、「株主総会招集通知／株主総会資料」を選択のうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁の「議決権行使のご案内」に従って、2025年6月25日（水曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月26日（木曜日）午前10時

2. 場 所 東京都港区虎ノ門2丁目10番4号
The Okura Tokyo（オークラ東京）
オークラ プレステージタワー2階「オーチャード」

3. 目的事項

報告事項 第100期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類、
計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役8名選任の件

第3号議案 監査役2名選任の件

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

-
- ◎ 書面交付請求をされた株主様には、本冊子とあわせて「報告書(電子提供措置事項記載書面)」をお送りしておりますが、法令および当社定款第16条第2項の規定に基づき、電子提供措置事項のうち一部事項を省略しております。当該省略事項は前頁に記載の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトに掲載しております。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁に記載の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名に委任することができません。この場合は、代理権を証明する書面をご提出ください。

議決権は、株主の皆様のご意思を会社経営に反映するための大切な権利です。以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

2025年6月26日（木曜日）
午前10時
（受付開始：午前9時）

同封の議決権行使書用紙に
議案に対する賛否をご表示
のうえ、切手を貼らずに
ご投函ください。

2025年6月25日（水曜日）
午後5時
到着分まで

パソコン、スマートフォン
または携帯電話から、議決権
行使ウェブサイト ([https://
www.web54.net](https://www.web54.net)) にアクセス
し、**賛否**をご登録ください。

2025年6月25日（水曜日）
午後5時まで

詳細は次頁をご覧ください

[illegible]

こちらに、各議案の賛否をご表示ください。

第1号議案、第4号議案、第5号議案

⇒賛成の場合 ： 「賛」の欄に○印

⇒反対の場合 : 「否」の欄に○印

第2号議案、第3号議案

⇒全員賛成の場合：「賛」の欄に○印

⇒全員反対の場合　：　「否」の欄に○印

⇒一部の候補者に
反対される場合

※当日ご出席の場合は、議決権行使書用紙の郵送は不要です。

※ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示がない場合には、賛成の表示があったものとして取り扱います。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

1 QRコードを読み取る

同封の議決権行使書用紙に印字された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンまたはタブレット端末で読み取ってください。



以降、画面の案内に沿って賛否をご登録ください。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力いただく必要があります。

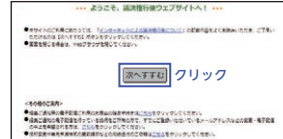
※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

議決権行使コード等を入力する方法

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

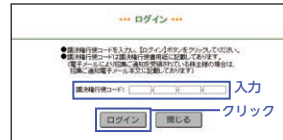
議決権行使ウェブサイトへアクセスして「次へすすむ」をクリックしてください。

議決権行使ウェブサイト⇒<https://www.web54.net>



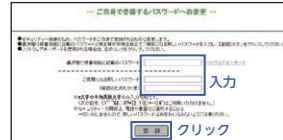
2 ログインする

同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。



3 パスワードの入力

同封の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」、実際にご使用になる「新しいパスワード」を入力し、「登録」をクリックしてください。



以降、画面の案内に沿って賛否をご登録ください。

インターネットによる議決権行使に関するご照会先

株主名簿管理人：三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート フリーダイヤル **0120-652-031** (午前9時～午後9時)

議決権行使の際の注意点

- (1) 電磁的方法（インターネット等）により議決権を複数回行使された場合、またはパソコン、スマートフォンもしくは携帯電話で重複して議決権を行使された場合であって、同一の議案に対する議決権行使の内容が異なるときには、最後に行使されたものを有効として取り扱います。
- (2) 書面による議決権行使と電磁的方法（インターネット等）による議決権行使が重複してなされた場合であって、同一の議案に対する議決権行使の内容が異なるときには、電磁的方法による議決権行使を有効として取り扱います。

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム

機関投資家の皆様につきましては、事前に申し込まれた場合に限り、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

ライブ配信・事前質問のご案内

株主総会の議事の様子をご自宅等からでもご視聴いただけるよう、インターネットによるライブ配信を行います。
また、本総会の目的事項に関するご質問をインターネットにて受け付けます。

ライブ配信		事前質問	
配信日時	2025年6月26日（木曜日） 午前10時から株主総会閉会まで	受付期限	2025年6月17日（火曜日） 午後5時まで
※ライブ視聴ページは同日午前9時30分頃からアクセス可能です。			

ライブ配信の視聴・事前質問の方法

1	専用ウェブサイトへアクセスする https://links-v.pdcp.jp/5713/2025/smm/	
2	ログインする 以下のログインIDとパスワードを入力し、サイト規約をご確認いただき、同意のチェックを入れて「ログイン」をクリックしてください。 ログインID 議決権行使書用紙に記載の「株主番号」（9桁の半角数字） パスワード 議決権行使書用紙に記載の株主様の「郵便番号」（7桁の半角数字、ハイフン抜き） 以降、画面の案内に沿ってお進みください。	

ログインID・パスワード に関するご照会先	三井住友信託銀行株式会社 バーチャル株主総会サポート専用ダイヤル フリーダイヤル 0120-782-041 （午前9時～午後5時、土日休日除く）
ライブ配信の視聴方法等 に関するご照会先	株式会社プロネクサス ライブ配信コールセンター フリーダイヤル 0120-970-835 （2025年6月26日（木曜日）午前9時から株主総会閉会まで）

ライブ配信ご視聴に関する留意事項

- (1) ライブ配信を通じて議決権行使やご発言をいただくことはできません。
- (2) ライブ配信用ウェブサイトにて、視聴環境のテストを事前に行っていただけます。
- (3) ご視聴いただくための通信料金等の費用は、株主様のご負担となります。
- (4) 株主様以外の方による視聴はお断りさせていただきます。また、ログインID・パスワードの第三者との共有、ならびに株主総会の議事の録音、録画および公開等は、お断りさせていただきます。
- (5) システム障害や通信環境等により映像や音声の乱れ、一時中断などが発生する場合がございます。
- (6) ライブ配信の実施について変更が生じた場合には、当社ウェブサイト(<https://www.smm.co.jp/>)にてお知らせいたします。

事前質問に関する留意事項

- (1) ご質問は、簡潔に3問以内でご入力ください。
- (2) いただきましたご質問のうち、株主の皆様のご関心が高いと思われる事項につきまして、当日、株主総会においてご回答申し上げます。全てのご質問に対してご回答することをお約束するものではありませんので、あらかじめご了承ください。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分ににつきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を経営上最も重要な課題のひとつと考えております。
当期末の剰余金の配当につきましては、原則連結配当性向35%以上とし、下限指標はDOE（連結株主資本配当率）1.5%とすることを方針としつつ、将来の事業展開、財務体質の健全性、当期の業績などを総合的に勘案し、以下のとおり1株につき55円といたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき 55円 総額 15,126,118,645円
剰余金の配当が効力を生じる日	2025年6月27日

＜ご参考：当社の配当方針および配当金等の推移について＞

当社は、「2021年中期経営計画」の財務戦略として、連結自己資本比率50%超を維持することとしております。また、当期に係る配当方針は「剰余金の配当は、原則連結配当性向35%以上とし、下限指標はDOE1.5%とする」としてしております。

※DOE(連結株主資本配当率)＝年間配当総額÷親会社の所有者に帰属する連結純資産

区 分	第97期 2021年度	第98期 2022年度	第99期 2023年度	第100期 2024年度
1株当たり年間配当額 (円)	301	205	98	104 (予定)
年間配当総額 (百万円)	82,706	56,327	26,927	28,589 (予定)
連結配当性向 (%)	29.4	35.1	45.9	173.4 (予定)
親会社所有者帰属持分比率 (%)	63.7	60.3	59.0	60.1

- (注) 1. 第100期（2024年度）の1株当たり年間配当額等は、本総会の第1号議案（剰余金の処分の件）が原案どおり承認可決された場合の金額等であります。
2. 本総会の第1号議案（剰余金の処分の件）が原案どおり承認可決された場合の第100期（2024年度）のDOE（連結株主資本配当率）は、1.6%となります。
3. 第99期定時株主総会後に、第99期の親会社所有者帰属持分比率の誤りが判明したため、当該誤謬の訂正後の数値を記載しております。

第2号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（8名）が任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。なお、取締役候補者の指名にあたっては、執行役員でない取締役会長および独立社外取締役で構成されるガバナンス委員会において助言を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	性別 (ジェンダー)	現在の地位	属 性	取締役会への出席状況 (2024年度)	取締役在任年数 (本総会終結時)
1	の ざ き 野崎 明	男性	代表取締役 取締役会長	再 任	20/20回 (100%)	11年
2	まつもと 松本 伸弘	男性	代表取締役 取締役社長 社長	再 任	20/20回 (100%)	6年
3	たけばやし 竹林 優	男性	取締役 常務執行役員	再 任	20/20回 (100%)	2年
4	よし だ 吉田 浩	男性	取締役 常務執行役員	再 任	14/14回 (100%)	1年
5	いし い 石井 妙子	女性	社外取締役	再 任 社外取締役 独立役員	19/20回 (95%)	7年
6	きのした 木下 学	男性	社外取締役	再 任 社外取締役 独立役員	18/20回 (90%)	5年
7	たけうち 竹内 光二	男性	社外取締役	再 任 社外取締役 独立役員	14/14回 (100%)	1年
8	サワキ ニコラ ミシェール	女性	—	新 任 社外取締役 独立役員	—	—

候補者番号

1

再任



のざき
野崎

あきら
明

生年月日：1960年6月20日
満年齢：64歳
性別：男性

当社株式所有数 26,000株

取締役在任年数 11年
(本総会終結時)

取締役会への出席状況 20/20回
(2024年度) (100%)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1984年 4月	当社入社
2013年 6月	当社執行役員 金属事業本部副本部長
2014年 6月	当社取締役 経営企画部長
2015年 6月	金属事業本部長
2016年 6月	当社常務執行役員
2018年 6月	当社代表取締役（現職） 当社取締役社長 当社社長
2024年 6月	当社取締役会長（現職）

取締役候補者とした理由

野崎明氏は、6年間取締役社長の職責を担った後、2024年6月から取締役会長としての職責を担っております。当社事業全般に関する知見を引き続き取締役会の機能強化に生かすことができると判断し、取締役候補者としたしました。

候補者番号

2

再任



まつもと のぶひろ
松本 伸弘

生年月日：1963年2月24日
満年齢：62歳
性別：男性

当社株式所有数 9,600株

取締役在任年数 6年
(本総会終結時)

取締役会への出席状況 20/20回
(2024年度) (100%)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1987年 4月	当社入社
2008年 4月	金属事業本部ニッケル工場長
2014年 6月	金属事業本部事業室長
2016年 6月	当社執行役員 金属事業本部副本部長
2018年 6月	金属事業本部長
2019年 6月	当社取締役
2020年 6月	当社常務執行役員
2022年 6月	当社専務執行役員
2024年 6月	当社代表取締役（現職） 当社取締役社長（現職） 当社社長（現職）

取締役候補者とした理由

松本伸弘氏は、2024年6月から取締役社長としての職責を担っております。当社事業全般に関する知見を引き続き取締役会の機能強化に生かすことができると判断し、取締役候補者としたしました。

補償契約の締結

松本伸弘氏が当社の業務の一環として行った海外の上場会社の役員としての職務の執行に関して、当社は、同氏との間で補償契約を締結しており、当該職務の執行に関して同氏が責任追及等に対処するために支出する費用および損害を賠償する責任を負う場合において賠償すること（和解金の支払いを含む。）により生じた損失を、法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。なお、当該海外の上場会社の役員以外の地位（当社の取締役の地位を含む。）を理由とする責任追及等に係る費用等について、当社は補償義務を負わない旨を定めております。

候補者番号

3

再任



たけばやし
竹林

まさる
優

生年月日：1966年1月5日
満年齢：59歳
性別：男性

当社株式所有数 5,300株

取締役在任年数 2年
(本総会終結時)

取締役会への出席状況 20/20回
(2024年度) (100%)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1990年 4月	当社入社
2016年 6月	金属事業本部播磨事業所長
2017年 7月	金属事業本部東予工場長
2020年 6月	当社執行役員
2021年 1月	金属事業本部副本部長
2023年 6月	当社取締役（現職） 当社常務執行役員（現職） 金属事業本部長（現職）

取締役候補者とした理由

竹林優氏は、東予工場長を務めるなど、長年にわたる製錬事業での実務経験を有しており、製造現場に精通するほか、製錬技術に関する豊富な知識と経験を有しております。これらの知見を引き続き取締役会の機能強化に生かすことができると判断し、取締役候補者としたしました。

候補者番号

4

再任



よしだ
吉田

ひろし
浩

生年月日：1964年7月25日

満年齢：60歳

性別：男性

当社株式所有数 4,600株

取締役在任年数 1年
(本総会終結時)

取締役会への出席状況 14/14回
(2024年度) (100%)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1987年 4 月	当社入社
2016年 6 月	経営企画部長
2018年 6 月	当社執行役員 金属事業本部副本部長
2021年 6 月	機能性材料事業本部副本部長
2022年 6 月	当社常務執行役員（現職） 機能性材料事業本部長
2023年 6 月	経営企画部長（現職）
2024年 6 月	当社取締役（現職）

取締役候補者とした理由

吉田浩氏は、経営企画部長、金属事業本部副本部長、機能性材料事業本部長を歴任し、当社グループにおける経営管理に関する豊富な知識と経験を有しております。これらの知見を引き続き取締役会の機能強化に生かすことができると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

5

再任

社外取締役

独立役員



い し い た え こ
石井 妙子

生年月日：1956年5月7日
満年齢：69歳
性別：女性

当社株式所有数 400株

社外取締役在任年数 7年
(本総会終結時)

取締役会への出席状況 19/20回
(2024年度) (95%)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1986年 4月 弁護士登録
和田良一法律事務所入所
1992年 3月 太田・石井法律事務所開設
2018年 6月 当社取締役（現職）

[重要な兼職の状況]

太田・石井法律事務所弁護士
株式会社D T S 社外取締役 監査等委員
大日本印刷株式会社社外監査役
株式会社ふるさとサービス社外監査役

社外取締役候補者とした理由/期待される役割の概要

石井妙子氏は、弁護士として特に労働分野をはじめとする豊富な専門知識と経験を有しております。

同氏には、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、ご自身の経験等を背景に特にコンプライアンスや人事・労務関連分野に関して助言をいただき、取締役会の意思決定に参加していただくことを期待しております。また、独立した客観的な立場から、取締役会を通じて経営に対するチェック機能を発揮していただくとともに、ガバナンス委員会の委員として、取締役および執行役員の指名や報酬等の意思決定に際し助言を行うことを通じて株主をはじめとするステークホルダーに

代わって経営陣を監督していただきたいと考えております。

これらにより、取締役会の意思決定の質のさらなる向上を実現し、あわせて監督機能が充実されることを期待しております。

同氏には当社の社外取締役およびガバナンス委員会の委員長として、上記の役割を果たしていただいているため、社外取締役候補者としたしました。同氏は、社外取締役および社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

独立性に関する事項/責任限定契約の締結

1. 石井妙子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に規定される社外取締役候補者であります。
2. 同氏については、株式会社東京証券取引所の規定に基づく独立役員として届け出ております。なお、当社が定める独立性基準（22頁に記載）に照らし独立性を有しております。
3. 当社は、同氏との間で責任限度額を1,000万円または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結しており、当該契約を継続する予定であります。

候補者番号

6

再任

社外取締役

独立役員



きのした
木下

まなぶ
学

生年月日：1954年5月17日
満年齢：71歳
性別：男性

当社株式所有数 100株

社外取締役在任年数 5年
(本総会終結時)

取締役会への出席状況 18/20回
(2024年度) (90%)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1978年 4月	日本電気株式会社入社
2006年 4月	同社企業ソリューションビジネスユニット 流通・サービスソリューション事業本部長
2008年 4月	同社執行役員
2010年 4月	同社執行役員常務
2010年 6月	同社取締役
2016年 4月	同社執行役員副社長
2018年 4月	同社シニアオフィサー
2020年 6月	当社取締役（現職）
2021年 6月	日本電気株式会社シニアオフィサー 退任

[重要な兼職の状況]

アルフレッサホールディングス株式会社社外取締役
株式会社明電舎社外取締役

社外取締役候補者とした理由/期待される役割の概要

木下学氏は、日本電気株式会社にて執行役員副社長等の職責を担い、会社経営およびデジタルビジネスに関する豊富な知識と経験を有しております。

同氏には、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、ご自身の経験等を背景に特に事業環境の変化が著しい材料事業やデジタル分野に関して助言をいただき、取締役会の意思決定に参加していただくことを期待しております。また、独立した客観的な立場から、取締役会を通じて経営に対するチェック機能を発揮していただくとともに、ガバナンス委員会の委員として、取締役および

執行役員の指名や報酬等の意思決定に際し助言を行うことを通じて株主をはじめとするステークホルダーに代わって経営陣を監督していただきたいと考えております。

これらにより、取締役会の意思決定の質のさらなる向上を実現し、あわせて監督機能が充実されることを期待しております。

同氏には当社の社外取締役およびガバナンス委員会の委員として、上記の役割を果たしていただいているため、社外取締役候補者としたしました。

独立性に関する事項/責任限定契約の締結

1. 木下学氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に規定される社外取締役候補者であります。
2. 2024年度において、当社の日本電気株式会社に対する売上高はありません。また、当社は同社との間で設備・ソフト仕入れおよび保守・リース等に関する取引があります。当社の同社に対する支払額は245百万円であり、同社（単体）の売上高に対する割合は0.0%です。
3. 同氏については、株式会社東京証券取引所の規定に基づく独立役員として届け出ております。なお、当社が定める独立性基準（22頁に記載）に照らし独立性を有しております。
4. 当社は、同氏との間で責任限度額を1,000万円または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結しており、当該契約を継続する予定であります。

候補者番号

7

再任

社外取締役

独立役員



たけうち こうじ
竹内 光二

生年月日：1946年2月22日
満年齢：79歳
性別：男性

当社株式所有数 0株

社外取締役在任年数 1年
(本総会終結時)

取締役会への出席状況 14/14回
(2024年度) (100%)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1970年 4月	味の素株式会社入社
1988年 7月	同社中央研究所部長
1993年 7月	同社開発企画室部長
1993年10月	味の素ファインテクノ株式会社 取締役電子材料事業部長
2002年 6月	同社専務取締役電子材料事業部 長
2004年 6月	同社取締役副社長
2008年 7月	味の素株式会社首席理事
2009年 6月	同社首席理事退任
2012年 6月	味の素ファインテクノ株式会社 顧問
2014年 6月	同社顧問退任
2024年 6月	当社取締役（現職）

社外取締役候補者とした理由/期待される役割の概要

竹内光二氏は、味の素グループの半導体パッケージ基板用材料の研究開発に長年にわたって携わったほか、電子材料事業での実務経験を有し、また、その主要子会社では取締役副社長等の職責を担うなど、会社経営および機能性材料に関わる事業に関する豊富な知識と経験を有しております。

同氏には、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、ご自身の経験等を背景に、とりわけ研究開発や材料事業に関して助言をいただき、取締役会の意思決定に参加していただくことを期待しております。また、独立した客観的な立場から、取締役会を通じて経営に対するチェッ

ク機能を發揮していただくとともに、ガバナンス委員会の委員として、取締役および執行役員の指名や報酬等の意思決定に際し助言を行うことを通じて株主をはじめとするステークホルダーに代わって経営陣を監督していただきたいと考えております。

これらにより、取締役会の意思決定の質のさらなる向上を実現し、あわせて監督機能が充実されることを期待しております。

同氏には当社の社外取締役およびガバナンス委員会の委員として、上記の役割を果たしていただいているため、社外取締役候補者いたしました。

独立性に関する事項/責任限定契約の締結

1. 竹内光二氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に規定される社外取締役候補者であります。
2. 同氏については、株式会社東京証券取引所の規定に基づく独立役員として届け出ております。なお、当社が定める独立性基準（22頁に記載）に照らし独立性を有しております。
3. 当社は、同氏との間で責任限度額を1,000万円または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結しており、当該契約を継続する予定であります。

候補者番号

8

新任

社外取締役

独立役員



サワキ ニコラ ミシェール

生年月日：1962年12月31日

満年齢：62歳

性別：女性

当社株式所有数

0株

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1987年 4 月 Orr Shottliff会計事務所入所
1991年 2 月 Ernst & Young ロンドン事務所入所
1991年 5 月 英国勅許会計士登録
2002年 7 月 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所
2003年 7 月 同監査法人パートナー（現職）
2017年 3 月 Ernst & Young Global Limited IFRS Policy Committee日本代表（現職）

[重要な兼職の状況]

EY新日本有限責任監査法人パートナー
Ernst & Young Global Limited IFRS Policy Committee
日本代表

社外取締役候補者とした理由/期待される役割の概要

サワキ ニコラ ミシェール氏は、国内外の監査法人における長年にわたる監査の経験および会計に関する豊富な知識を有しております。

同氏には、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、ご自身の経験等を背景に、特に財務・会計関連分野に関して助言をいただき、取締役会の意思決定に参加していただくことを期待しております。また、独立した客観的な立場から、取締役会を通じて経営に対するチェック機能を発揮していただくとともに、ガバナンス委員会の委員として、取締役および執行役員の指名や報酬等の意思決定に際し助言を行うことを通じて株主を

はじめとするステークホルダーに代わって経営陣を監督していただきたいと考えております。

これらにより、取締役会の意思決定の質のさらなる向上を実現し、あわせて監督機能が充実されることを期待しております。

同氏には当社の社外取締役およびガバナンス委員会の委員として、上記の役割を果たしていただくことが期待できるため、社外取締役候補者としたしました。同氏は、会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

独立性に関する事項/責任限定契約の締結

1. サワキ ニコラ ミシェール氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に規定される社外取締役候補者であります。
2. 2024年度において、当社のEY新日本有限責任監査法人に対する売上高はありません。また、当社は同監査法人との間で非監査業務に関する取引があります。当社の同監査法人に対する支払額は11百万円であり、同監査法人の業務収入に対する割合は0.0%です。
3. 同氏については、株式会社東京証券取引所の規定に基づく独立役員として届け出る予定であります。なお、当社が定める独立性基準（22頁に記載）に照らし独立性を有しております。
4. 当社は、同氏との間で責任限度額を1,000万円または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結する予定であります。

取締役候補者に関する共通事項

当社は、保険会社との間で、当社の取締役、監査役および執行役員が被保険者に含まれる法令に定める役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が填補されます。また、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。取締役候補者の選任が承認可決された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中で同様の内容で更新することを予定しております。

-
- (注) 1. 本議案における各候補者の年齢・略歴等は2025年6月1日時点のものを記載しております。
2. 本議案における各候補者の所有する当社の株式数は2025年3月31日時点のものを記載しております。
3. 本議案における百万円単位の記載は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

第3号議案

監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役今井浩二氏および若松昭司氏が任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

新任



まつした

松下

ひろひこ

博彦

生年月日：1964年2月8日

満年齢：61歳

性別：男性

当社株式所有数 3,000株

略歴、地位および重要な兼職の状況

1988年 4月	当社入社
2019年 7月	法務部長
2023年 6月	当社執行役員（現職）
	別子事業所長（現職）

監査役候補者とした理由

松下博彦氏は、法務部長、別子事業所長を歴任し、当社グループにおけるコンプライアンス・コーポレートガバナンス・総務に関する豊富な知識を有しております。この知見を生かすことによって、監査役として適切な監査を行うことが期待できるため、監査役候補者といたしました。

候補者番号

2

再任

社外監査役

独立役員



わかまつ

若松

しょうじ

昭司

生年月日：1953年10月5日

満年齢：71歳

性別：男性

当社株式所有数

0株

取締役会への出席状況

20/20回

(2024年度)

(100%)

監査役在任年数

4年

監査役会への出席状況

17/17回

(本総会終結時)

(2024年度)

(100%)

略歴、地位および重要な兼職の状況

1983年 9月	監査法人太田哲三事務所（現EY新日本有限責任監査法人）入所
1987年 3月	公認会計士登録
2003年 7月	新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）代表社員
2006年 5月	同監査法人理事
2008年 8月	新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）経営専務理事
2010年 8月	同監査法人シニアパートナー
2016年 6月	同監査法人退職 若松公認会計士事務所開設
2019年 9月	税理士登録
2021年 6月	当社監査役（現職）

[重要な兼職の状況]

若松公認会計士事務所公認会計士・税理士

社外監査役候補者とした理由/期待される役割の概要

若松昭司氏は、2021年6月から監査役としての職責を担っております。また、監査法人における長年にわたる監査の経験および会計に関する豊富な知識を有しております。

同氏には、当社グループの経営の健全性の確保および中長期的な企業価値の向上を図るため、常勤の監査役と十分な連携を行いながら、ご自身の知見、経験等に基づき、特に会計分野で実効的な監査を行っていただくことを期待しております。また、監査の一環として取締役会をはじめとする重要な会議に

参加し、意思決定の過程において、独立した客観的な立場から、提案内容の適法性のみならず、妥当性を含め、積極的に忌憚のない意見を述べていただくことを期待しております。

同氏には当社の社外監査役として上記の役割を果たしていただいているため、社外監査役候補者となりました。同氏は、社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、監査法人の経営に関与したことがあり、上記の理由とあわせて、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

独立性に関する事項/責任限定契約に関する事項

1. 若松昭司氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に規定される社外監査役候補者であります。
2. 2024年度において、当社のEY新日本有限責任監査法人に対する売上高はありません。また、当社は同監査法人との間で非監査業務に関する取引があります。当社の同監査法人に対する支払額は11百万円であり、同監査法人の業務収入に対する割合は0.0%です。
3. 同氏については、株式会社東京証券取引所の規定に基づく独立役員として届け出ております。なお、当社が定める独立性基準（22頁に記載）に照らし独立性を有しております。
4. 当社は、同氏との間で責任限度額を1,000万円または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結しており、当該契約を継続する予定であります。

監査役候補者に関する共通事項

当社は、保険会社との間で、当社の取締役、監査役および執行役員が被保険者に含まれる法令に定める役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が填補されます。また、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。監査役候補者の選任が承認可決された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

-
- (注) 1. 本議案における候補者の年齢・略歴等は2025年6月1日時点のものを記載しております。
2. 本議案における候補者の所有する当社の株式数は2025年3月31日時点のものを記載しております。
3. 本議案における百万円単位の記載は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

第4号議案

補欠監査役1名選任の件

監査役が法令または定款に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ、社外監査役の補欠として、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。



み し な
三品

か ず ひ ろ
和 広

社外監査役

独立役員

生年月日：1959年9月23日

満年齢：65歳

性別：男性

当社株式所有数

0株

略歴、地位および重要な兼職の状況

1989年 9 月	ハーバードビジネススクール助教授
1995年10月	北陸先端科学技術大学院大学先端 科学技術研究調査センター助教授
1997年 4 月	北陸先端科学技術大学院大学知 識科学研究科助教授
2002年10月	神戸大学大学院経営学研究科助教授
2004年10月	神戸大学大学院経営学研究科教授
2025年 3 月	神戸大学大学院経営学研究科教授退 任
2025年 4 月	神戸大学名誉教授(現職)

補欠の社外監査役候補者とした理由/期待される役割の概要

三品和広氏は、経営戦略や経営者論等の企業経営学の研究者として専門的知見を有しております。

同氏には、就任された際には、当社グループの経営の健全性の確保および中長期的な企業価値の向上を図るため、常勤の監査役と十分な連携を行いながら、ご自身の知見、経験等に基づき、特に経営学者としての学識を背景に実効的な監査を行っていただくことを期待しております。また、監査の一環とし

て取締役会をはじめとする重要な会議に参加し、意思決定の過程において、独立した客観的な立場から、提案内容の適法性のみならず、妥当性を含め、積極的に忌憚のない意見を述べていただくことを期待しております。

同氏は、社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

独立性に関する事項/責任限定契約の締結

1. 三品和広氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に規定される社外監査役候補者であります。
2. 同氏が社外監査役に就任する場合、株式会社東京証券取引所の規定に基づく独立役員として届け出る予定であります。なお、当社が定める独立性基準(22頁に記載)に照らし独立性を有しております。
3. 同氏が社外監査役に就任する場合、当社は、同氏との間で責任限度額を1,000万円または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結する予定であります。

4. 当社は、保険会社との間で、当社の取締役、監査役および執行役員が被保険者に含まれる法令に定める役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が填補されます。また、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。同氏が社外監査役に就任する場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

-
- (注) 1. 本議案における候補者の年齢・略歴等は2025年6月1日時点のものを記載しております。
2. 本議案における候補者の所有する当社の株式数は2025年3月31日時点のものを記載しております。

<ご参考>

1. 独立性基準について

社外取締役および社外監査役（以下、総称して「社外役員」といいます。）の独立性の判断にあたっては、会社法に定める社外要件および株式会社東京証券取引所が定める独立性基準に従います。ただし、社外役員が当社の取引先に所属している場合等であっても、当社が定めた以下の軽微基準に該当するときには、原則として独立性を有するものと判断します。

取引先	・直近事業年度における当社（単体）の当該取引先（単体）への売上高が、当社（単体）の売上高の2%未満であること。 ・直近事業年度における当該取引先（単体）の当社（単体）への売上高が、当該取引先（単体）の売上高の2%未満であること。 ・直近事業年度における当社（単体）の当該取引先からの借入残高が、当社（単体）の総資産の2%未満であること。
コンサルタント、 専門家等	・直近事業年度において当社（単体）から役員報酬以外に受領する金銭その他の財産が、年間1,000万円未満のコンサルタント、会計専門家または法律専門家等（ただし、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%未満である団体に所属する者）。
寄付金等	・受領者が取締役または監査役個人の場合： 当社（単体）から収受する金銭その他の財産が、直近事業年度において年間100万円未満であること。 ・受領者が取締役または監査役が所属する法人等（国立大学法人や学校法人等の場合、受領者が所属する学部や研究科とする）の場合： 当社（単体）から収受する金銭その他の財産が、直近事業年度において年間1,000万円未満であること。

2. 取締役会のスキル・マトリックス

本総会第2号議案（取締役8名選任の件）および第3号議案（監査役2名選任の件）が原案どおり承認可決された場合、取締役会のスキル・マトリックスは以下のとおりとなります。

区分	氏名	取締役および監査役がそれぞれ取締役会に特に貢献できると考える知識、経験、能力等								
		企業経営	国際性	事業戦略・マーケティング	エンジニアリング・IT/DX	研究開発・生産	財務・会計	人事・人材開発	サステナビリティ・ESG	法務・コンプライアンス・内部統制
取締役	野崎 明	○	○	○			○			
	松本伸弘	○	○	○	○	○			○	
	竹林 優	○	○	○	○	○			○	
	吉田 浩	○	○	○			○	○		○
	石井妙子							○		○
	木下 学	○		○	○			○		
	竹内光二			○		○				
監査役	サワキ ニコラ ミシェール		○				○	○		
	野沢剛志						○		○	
	松下博彦							○	○	○
	若松昭司						○			○
	家田嗣也		○	○			○	○		

（注）1. 当社は、27頁に記載の「当該体制を選択している理由（取締役会のあるべき姿について）」を踏まえ、取締役および監査役のスキル・マトリックスを作成しています。各スキル項目は、長期ビジョン「『世界の非鉄リーダー』を目指す」の達成等のために必要なものを中心に取締役会が選定しています。当社取締役会に求められる知識、経験、能力、見識等は、経営戦略や外部環境の変化に応じて変わり得るため、今後も必要な知識、経験、能力、見識等について取締役会で議論し、必要に応じてスキル・マトリックスを更新します。

2. 取締役および監査役自身が取締役会に特に貢献できると考える項目に○をつけています。なお、充足の目安を定めており、その詳細についてはコーポレート・ガバナンスに関する報告書をご参照ください。

取締役に対する譲渡制限付株式の 付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2006年6月29日開催の第81期定時株主総会において月額40百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいております。また、各事業年度の業績の達成状況に応じて、当該事業年度に係る定時株主総会における承認を経て取締役賞与を支給することをご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役（代表権のない取締役会長および社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に對し、新たに譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入し、その報酬額の総額を決定することにつきご承認をお願いするものであります。

本制度における対象取締役の数は、第2号議案が原案どおり承認可決されますと4名となります。

本制度に基づく対象取締役に対する株式報酬付与のための報酬額の総額は、本制度の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額30百万円以内といたします。各取締役への具体的な配分およびその時期については、取締役会の決議に基づき決定することといたします。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、①取締役の報酬等として金銭の払込みもしくは現物出資財産の給付を要せずに、または②本制度に基づき対象取締役に對して支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行または処分を受けるものといたします。

また、これにより発行または処分される当社の普通株式の総数は年1.5万株以内（※）とします。

※ 本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行または処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。

1. 本制度の概要

本制度においては、対象取締役に對して、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針に基づき、当社の利益の状況を示す指標が一定以上であった場合に、会社業績を勘案し各取締役の業績を反映して取締役賞与として金銭により支給してきた報酬の一部を譲渡制限付株式により付与することとし、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としています。当社の各事業年度を対象期間（以下「対象期間」といいます。）とするとともに、対象期間中の業績指標およびその目標値が決定され、当該目標値の達成度に応じて算定される額の報酬額の一定割合に相当する数の当社の普通株式が対象取締役に付与されます。そのため、対象取締役に對して本制度に基づく報酬等を支給するか否かおよび付与する当社の普通株式の数はいずれも確定していません。

本制度に基づき対象取締役に付与される当社の普通株式には一定の譲渡制限を付すものとし、また、本制度において採用する業績指標は、利益の状況を示す指標、安全成績（労働災害の件数）その他の当社の経営方針を踏まえて決定される指標といたします。

対象期間の終了後、本制度に基づく株式の付与を行う場合、対象取締役が以下の要件を満たしたときに、当社は対象取締役に對して当社の普通株式を付与します。

① 当社の取締役会において定める一定の非違行為等がなかったこと

② その他本制度の趣旨を達成するために必要なものとして当社の取締役会が定める要件を充足すること

また、本制度に基づく譲渡制限付株式の付与にあたっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします（ただし、対象期間の終了後、株式付与前に対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任または退職した場合は、本割当契約に基づく譲渡制限を付さずに当社の普通株式を付与します。）。

(1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、本割当株式の付与日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任または退職する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 当社は、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

(3) 当社は、譲渡制限期間中に、対象取締役が法令または本割当契約の違反その他当社が本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本割当株式の全部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

2. 譲渡制限付株式を付与することが相当であると判断した理由

本議案は、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対して本制度を導入するものです。

当社は2022年6月17日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決議しており、その概要は報告書16頁に記載のとおりであります。本議案をご承認いただいた場合は、取締役会において本制度を踏まえ、その内容に整合するよう当該方針を改定することを予定しております。また、本議案に基づき1年間に発行または処分される株式数の上限の発行済株式総数（2025年3月31日時点）に占める割合は約0.005%とその希薄化率は軽微です。

そのため、本議案の内容は相当であると判断しております。

<ご参考>

当社は、当社の執行役員およびこれに準じる者に対し、本制度と同様の制度に基づき、譲渡制限付株式を付与する予定であります。

＜ご参考＞

当社のコーポレートガバナンスの状況

(1) コーポレートガバナンスに関する基本方針

当社は、コーポレートガバナンスを、当社グループの企業価値の最大化と健全性の確保を両立させるために企業活動を規律する仕組みであり、経営上最も重要な課題のひとつと位置づけております。

当社は、「住友の事業精神」を基本とした「SMMグループ経営理念」を定めており、コーポレートガバナンスの充実に努めることにより、SMMグループ経営理念の達成に向けて効率的かつ健全な企業活動を行い、社会への貢献と株主の皆様をはじめとするステークホルダーへの責任を果たしてまいります。

住友の事業精神

第1条 わが住友の営業は信用を重んじ、確実を旨とし、もってその鞏固隆盛を期すべし

社会的な信用や相互の信頼関係を大切にし、何事も誠意をもって確実に対応することにより、事業の確実な発展を図っていくべきことを意味しております。

第2条 わが住友の営業は時勢の変遷理財の得失を計り、弛張興廃することあるべしといえども、いやしくも浮利に趨り軽進すべからず

旧来の事業に安住してマンネリズムに陥ることなく、時代の移り変わりによる社会のニーズの動向を鋭敏にとらえて、新しく事業を興し、あるいは廃止する等の処置をとることを意味し、積極進取の姿勢が重要なことを表しております。同時に、いかなる場合においても、道義に反する手段で利益を追ったり、目先の利益に惑わされて、ものごとを十分調査・検討せずに取り進めたりしてはならないことを意味しております。

SMMグループ経営理念

- ・住友の事業精神に基づき、地球および社会との共存を図り、健全な企業活動を通じて社会への貢献とステークホルダーへの責任を果たし、より信頼される企業をめざします
- ・人間尊重を基本とし、その尊厳と価値を認め、明るく活力ある企業をめざします



コーポレートガバナンスに関する基本方針の全文については以下のURLからご参照ください。
https://www.smm.co.jp/ir/management/governance_policy/

(2) コーポレートガバナンスの体制

① 機関設計等

当社のコーポレートガバナンスは、経営における執行と監視・監督のそれぞれの機能が十分発揮されるシステムとして、監査役会設置会社および執行役員制度を採用し、取締役会による「意思決定・監督」と、社長および執行役員による「業務執行」、そして監査役および会計監査人による「監査」という3区分の組織体制により運営しております。また、経営の透明性を高め、コーポレートガバナンス強化を図るため、ガバナンス委員会を設置しております。

② 当該体制を選択している理由（取締役会のあるべき姿について）

当社は、資源・製錬・材料の3事業をコアビジネスと位置付け、長期ビジョン「『世界の非鉄リーダー』を目指す」を掲げております。これらの事業はいずれも非鉄金属に関わる事業であり相互に有機的な関連を持ち、多様な経営課題に対して取締役会が自ら意思決定を行える事業内容と規模であると考えております。また、現在強化を図っている3事業間の連携という面でも、各事業に強い独立性を与えて独自の意思決定を認めるよりも、取締役会自らが総合的に意思決定を行うことが会社の成長をより促すことにつながると考えております。そのため、執行全体を事後的に監督するモニタリング・モデルではなく、マネジメント・モデルを原則として採ることが当社のガバナンスとして適していると考えております。

また、当社グループの事業の特性上、経営基盤（特にコンプライアンス、安全、環境）の強化が重要であり、監査役が取締役や執行役員等に対して忌憚なく課題を指摘できる体制を整えておく必要があると考えております。この点から、独任制という権限の保障された監査役が、4年間にわたり安定して監査機能を発揮することが期待できる監査役会設置会社の機関設計を採用しております。なお、監査役には取締役会の決定事項に関する招集権および取締役会の議決権がなく、その結果として取締役の解任提案を取締役会に対してすることができないことが監査役会設置会社の課題であると認識しております。この課題に対しては、複数（3分の1以上）の社外取締役を設置し、ガバナンス委員会委員に就任いただき、ガバナンス委員会において取締役および執行役員等の選解任を取り扱うことにより課題を乗り越えるべく取り組んでおります。

(3) 政策保有株式の縮減に関する方針

当社は、事業戦略を進めるうえで、中長期的に事業基盤の強化につながると判断される場合、株式を政策的に保有することがあります。現状保有している政策保有株式については、毎年取締役会において、その保有目的や保有に伴う便益が資本コストに見合うものであるか等について検証を行っています。検証の結果、資本コストに見合わなくなった銘柄や、最近の事業の変化等によって事業関連性が希薄になってきたと判断される銘柄等、保有意義に乏しいと判断された銘柄については縮減を前提とした具体的検討を進めることとしています。また、当社の株式を政策保有株式として保有している会社から当社株式の売却等の意向が示された場合に、取引の縮減を示唆することなどにより、当該売却等を妨げることはありません。

政策保有株式の議決権行使については、発行会社の業績等の経営状況を踏まえたうえで、各議案が発行会社の中長期的な企業価値・株主利益の向上につながるか、当社の企業価値・株主利益にどのような影響を与えるか等を総合的に勘案し、各議案への賛否を判断します。当社は、各議案への賛否を判断するため、必要に応じて各議案の内容等について発行会社と対話を行います。また、発行会社に重大な不祥事があった場合や一定期間連続で赤字である場合などには慎重な判断を行います。

(4) 取締役会の実効性についての分析・評価とその結果

当社取締役会は、適切な業務執行の決定および監督機能の向上の観点から取締役会の実効性を分析・評価しております。2024年度における結果の概要は以下のとおりです。

① 分析・評価のプロセス

取締役会は、外部評価者（法律事務所）の協力を得て、昨年度の課題や社内取締役、社外取締役、社内監査役および社外監査役に関するカテゴリーごとの相互評価も含めた、取締役および監査役に対する質問票を作成しアンケートを実施しております。回答内容の集計およびその分析も外部評価者に委託しております。取締役会は、回答内容の集計結果、外部評価者による評価および2016年度に確認した「取締役会のあるべき姿（意思決定機能を重視した取締役会を志向していく）」に基づき、2025年2月の定時取締役会において取締役会の実効性について審議し、その評価と今後の対応について確認しました。

② 分析・評価結果の概要

a. 質問票への回答および外部評価者の分析・評価結果

- a) 取締役会の実効性に関わる大半の項目において高評価の回答が示されており、概ね取締役会は実効的に機能していると評価できます。
- b) アンケートにおいては、個々の役員が高評価としなかった項目についてその理由を記載できるようにしていますが、現在の体制・運営や従前の取組みについて一定の評価をした上で、現状をより良くするための意見という側面が強いものが多くありました。

b. 取締役会における審議

質問票への回答および外部評価者の分析・評価結果を踏まえ、以下の各事項について取締役会において審議を行いました。

- a) モニタリング機能をさらに充実させるためには取締役会のあるべき姿の見直しの可否を含め改めて議論すべきであるとの意見があり、2025年度の討議テーマとして取り扱うことも視野に入れながら、今後対応について検討することを確認しました。
- b) 投資家・株主からの評価・意見の分析と対応について取締役会において今まで以上に議論すべきであるとの意見があり、投資家等の評価・意見への対応、ひいては資本市場での当社の評価を高めるために必要となる対応に関してより審議を充実させることを確認しました。
- c) その他の事項として、議案の審議に資する定量的な情報の更なる充実等について確認しました。

③ 今後の対応

当社取締役会は、上記事項について今後継続的に取り組むことにより取締役会の実効性をさらに高めていくことを確認しました。

(5) 監査役監査および監査役会の実効性についての分析・評価とその結果

当社の監査役会は、監査役監査および監査役会の実効性を確認し、向上させることを目的として、その実効性の分析と評価を行っています。2024年度における結果の概要は以下のとおりです。

① 評価プロセス

外部専門家（アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業）に独立・客観的な立場からの分析・評価を委託し、a.全監査役に対するアンケート、b.全監査役に対する個別インタビュー、c.外部専門家の評価結果および指摘事項を踏まえた監査役会での議論を実施しました。

② 分析・評価結果の概要（総評）

外部専門家からは、以下の点を含む監査活動に鑑み、「充実した監査活動が行われている」との総評を受けました。これも踏まえ、監査役会としましては、監査役会は有効に機能しており、監査役監査は実効性を有していると評価しました。

- ・各監査役が、取締役会等の重要会議への出席、代表取締役を含む執行側へのヒアリング、各拠点・関係会社への往査を中心に監査を行うとともに、経営層・部門長・各往査先等に対し、必要な意見表明、指摘を行っている。特に、社外監査役も、これらの往査等に常勤の監査役と同様に参加しており、他社の社外監査役に比べても相応の負担のもとで監査活動に従事している。
- ・監査にあたり、監査役の独任性の観点から社外監査役を含む各監査役がそれぞれ各拠点・関係会社を自らの目で見て、現地の責任者等と直接コミュニケーションをとることを重視している。
- ・2023年度監査役会実効性評価の結果を踏まえ、監査役会とは別に監査役ミーティングを開催するなど、監査役会の実効性向上に向けて可能な改善にも取り組んでいる。

③ 課題および課題に対する今後の主な取組事項

外部専門家からは、上記総評を前提としつつ、監査活動の一層の充実を図る観点から、課題の指摘がありました。それを踏まえ、監査役会として今後取り組んでいくことを確認した主な課題およびその取組事項は以下のとおりです。その他の諸課題についても引き続き検討していきます。

a. 監査役間の情報共有・連携に関する事項

社外監査役が、社内会議に参加する前に、背景事情等を十分に把握しないまま大量の社内資料を読み込み、理解する負担や、議題のポイントの共有を事前に受け、把握することへのサポートについては、改善の余地がある。今後は、社内意思決定資料等のより積極的かつ早期の提供を行うとともに、取締役会等の重要会議の事前・事後の適切なタイミングにおいて、質疑応答・補足説明の場を設けることを検討する。

b. 関係会社監査役との情報共有に関する事項

グループ・ガバナンスの観点から、子会社のリスクを把握および監督することが重要である。常勤の監査役が隔月開催の関係会社監査役の連絡会等に参加することで得た情報は、引き続き社外監査役にも共有する。また、詳細な個別業務や書類の監査を担っている監査部から、関係会社の実務的な問題点についてより積極的に情報提供を受けることを検討する。

c. 新任監査役をサポートに関する事項

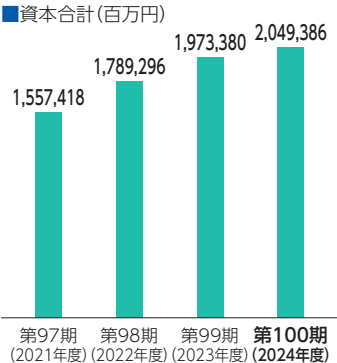
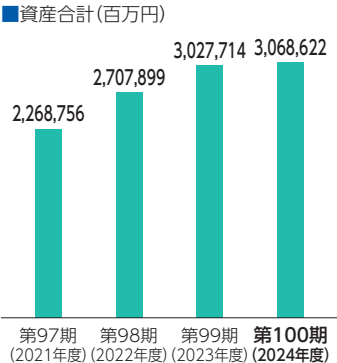
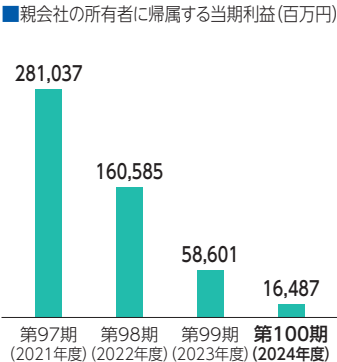
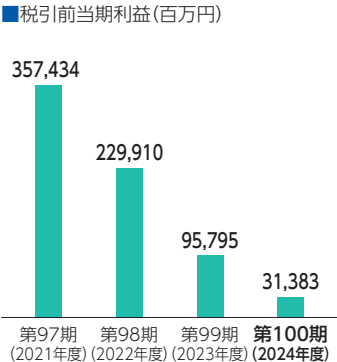
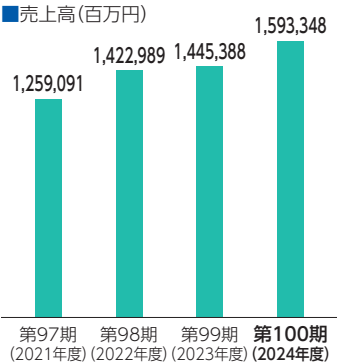
新任の監査役（特に社外監査役）就任時に、当社事業の理解向上策の実施を検討する。

監査役および監査役会は、今後とも監査活動の実効性の向上を図り、当社グループの経営基盤の強化および企業価値の向上に貢献すべく努めてまいります。

以 上

連結業績ハイライト

国際会計基準 (IFRS)



(注) 第99期定時株主総会後に、第99期の資産合計および資本合計の金額の誤りが判明したため、当該誤謬の訂正後の金額を記載しております。

(この連結業績ハイライトにおける単位の記載は、単位未満を四捨五入して表示しております。)

The Okura Tokyo(オークラ東京)
オークラ プレステージタワー2階「オーチャード」

東京メトロ南北線
 東京メトロ銀座線
 溜池山王駅

赤坂インター
 シティAIR
 赤坂インター
 シティ アメリカ
 大使館
 宴会場入口(1階)
 オークラ
 ヘリテージ
 ウイング
 オークラ プレステージタワー

虎の門病院
 虎ノ門ヒルズ
 ステーションタワー
 出口A2a
 虎ノ門三丁目
 交差点
 虎ノ門ヒルズ
 森タワー

東京メトロ銀座線
 虎ノ門駅
 東京メトロ日比谷線
 虎ノ門ヒルズ駅



交通のご案内 東京メトロ ■日比谷線 **虎ノ門ヒルズ駅 出口A2a**から 徒歩 5分
 ■銀座線 **虎ノ門駅 出口3**から 徒歩10分
 ■南北線／■銀座線 **溜池山王駅 出口14**から 徒歩10分

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。